

令和7年9月21日執行
箱根町議会議員選挙

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障がい者支援施設及び指定保護施設における不在者投票の事務処理要領

箱根町議会議員選挙における投票用紙への記載のしかた、投票用紙の色等は、次のとおりです。

- 候補者1人の氏名を自書します。
- 投票用紙の色は白色、文字は赤色で印刷されています。
 - * 点字の投票用紙はアイボリー色、文字は赤色で印刷されています。

令和7年8月

目 次

I	はじめに	1
1	不在者投票制度とは	1
2	今回の選挙において「指定病院等」で不在者投票ができる人とは	1
3	不在者投票管理者とは	2
4	留意していただくこと	3
5	今回行われる選挙は	3
II	事務処理について	4
1	「投票用紙等」の請求	4
2	「投票用紙等」の交付	5
3	不在者投票ができる期間及び時間	5
4	投票記載場所の設備	6
5	立会人	6
6	不在者投票の方法	7
7	経費の請求	11
8	使用する様式等	12
	・ 依頼書	13
	・ 投票用紙等交付請求書	14
	・ 不在者投票事務処理票（Bカード）	15

・ 請求書（兼宣誓書）	-----	16
・ 経費請求書	-----	17
・ 不在者投票者氏名等一覧	-----	18
○ 参考 「指定病院等」における代理請求による 不在者投票の処理方法	-----	19

I はじめに

1 不在者投票制度とは

選挙人が選挙（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前でも投票することができるように設けられた制度です。

（公職選挙法の改正により期日前投票制度が創設され、平成15年12月から施行されましたが、不在者投票を行うことができる施設として、県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障がい者支援施設及び保護施設（以下「**指定病院等**」といいます。）における不在者投票は従来どおりです。）

2 今回の選挙において「指定病院等」で不在者投票ができる人とは

選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

所 在 区 分	<u>区域内</u> の「指定病院等」 に入院（入所）中	<u>区域外</u> の「指定病院等」 に入院（入所）中
歩行可能な人 （外出可能）	できない。	できる。
病気、負傷等 のため歩行が 困難な人	できる。	できる。

（注）1 「区域内」とは、選挙人が行く投票所のエリアである投票区の区域内のことです。

（注）2 選挙人名簿に登録されている人でも、投票日（9月21日）までに町から転出した方は、不在者投票できません。

3 平成25年7月1日以後に公示又は告示される選挙において、成年被後見人の方の選挙権が回復されました。貴病院、貴施設に成年被後見人の方がいる場合には、回復された選挙権が円滑に行使できるよう、投票用紙の代理請求など不在者投票に係る手続きについて遺漏がないようご注意ください。

3 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院（入所）中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることができません。このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき人（指定病院における職務を代理すべき人は、医師（又は歯科医師）に限られます。）が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する人を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「**投票用紙等**」といいます。）の請求依頼があった場合、不在者投票理由（1 ページの 2 参照）に当たるかどうかを認定のうえ、選挙人に代わって、**箱根町選挙管理委員会**に対して、「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1)の箱根町選挙管理委員会から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備（6 ページの 4 参照）をすること。
- (4) 投票の立会人（1 人以上）を選び、投票に立ち会わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き込まれていないかどうか、又、汚損及び破損はないか等について点検した後、投票させること。
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を速やかに箱根町選挙管理委員会に直接持っていくか、又は*郵便等により送付すること。

※ 「郵便等」とは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便をいいます。

したがって、「投票用紙等」を送付する際は、日本郵便㈱又は特定信書便事業者を用いてお送りください。宅配便などをご利用になる場合は、必ずその事業者が特定信書便業者に該当しているかどうかをご確認ください。

4 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。

特に、「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務のほかにこの仕事をしていただくわけですが、選挙が民主主義の基本をなすものであることを十分にご認識のうえご協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、公正かつ適切な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由及び公正に心がけ、投票の秘密保持を期し、又、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。

5 今回行われる選挙は

今回行われる選挙は**箱根町議会議員選挙**です。

- (1) 名称及び投票方法等

候補者1人の氏名を自書します。

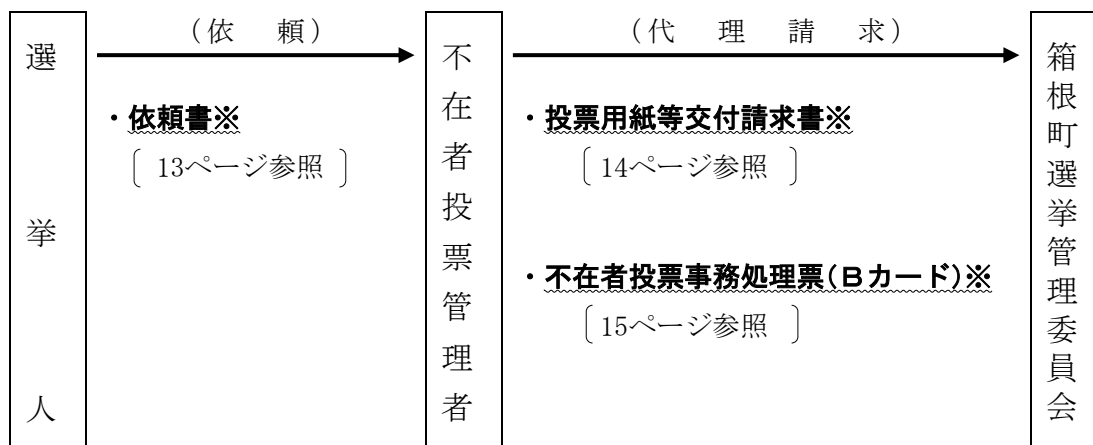
投票用紙の色は**白色**、文字は**赤色**で印刷されています。

＊点字の投票用紙はアイボリー色、文字は赤色で印刷されています。

- (2) 告示日 令和7年9月16日
- (3) 選挙期日 令和7年9月21日
 (投票日)

Ⅱ 事務処理について

1 「投票用紙等」の請求



※ ここで使用する用紙類は、町ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日（9月20日）まででき、選挙期日の告示の日（9月16日）前においても行うことができます。
- (2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合、**依頼書**（13ページ参照）を選挙人から提出させ保存しておいてください。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由（1ページの2参照）に当たると認定した場合には、**投票用紙等交付請求書**（14ページ参照）及び**不在者投票事務処理票（Bカード）**（15ページ参照）に必要事項を記入のうえ、**箱根町選挙管理委員会**に対して直接又は郵便等で請求してください。
- (4) **不在者投票事務処理票（Bカード）**の「施設の名称」欄の記入は、施設名称のゴム印を押していただいても結構です。
また、選挙人が投票を点字で行う場合には、「施設の名称」欄に併せて「点字」と記入してください。
- (5) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。
- (6) 「指定病院等」の長に請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら請求する方法があります。この場合には、**請求書（兼宣誓書）**（16ページ参照）により箱根町選挙管理委員会に対して直接又は郵便等で請求することになります（以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。）。

2 「投票用紙等」の交付

前項1の方法で請求しますと、箱根町選挙管理委員会から選挙期日の告示の日以後、次の諸用紙が直接交付されるか又は郵送されてきます。

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

この場合、不在者投票管理者は、「投票用紙等」を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければなりません。

なお、不在者投票をする期日を定める場合（次の3を参照）、その期日まで不在者投票管理者が「投票用紙等」を保管することは、選挙人における保管が困難と判断され、選挙人の了解を得て保管するのであれば差し支えありません。

《選挙人が自ら請求した場合は、これらの諸用紙のほかに不在者投票証明書（証明書用封筒に封入されています。）が同時に交付されますが、選挙人はこの証明書用封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

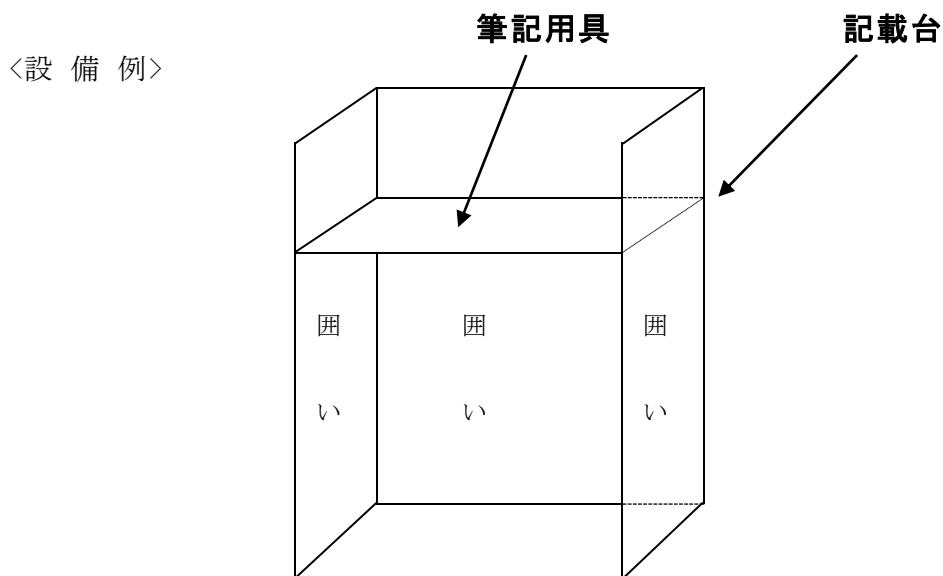
3 不在者投票ができる期間及び時間

選挙期日の告示日の翌日（9月17日）から選挙期日（投票日）の前日（9月20日）までの、毎日午前8時30分から午後5時までです（箱根町選挙管理委員会において投票ができる時間は、午後8時までですが、「指定病院等」において不在者投票ができる時間は午後5時までですのでご注意ください。）。

なお、この期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

4 投票記載場所の設備

「指定病院等」の施設内に設置し、不在者投票管理者の管理のもとに、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために、相当な設備をしなければなりません。



また、投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することはできません。

なお、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドで投票ができます。

(注) 投票記載場所に特定候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者に投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

5 立会人

(1) 立会人について

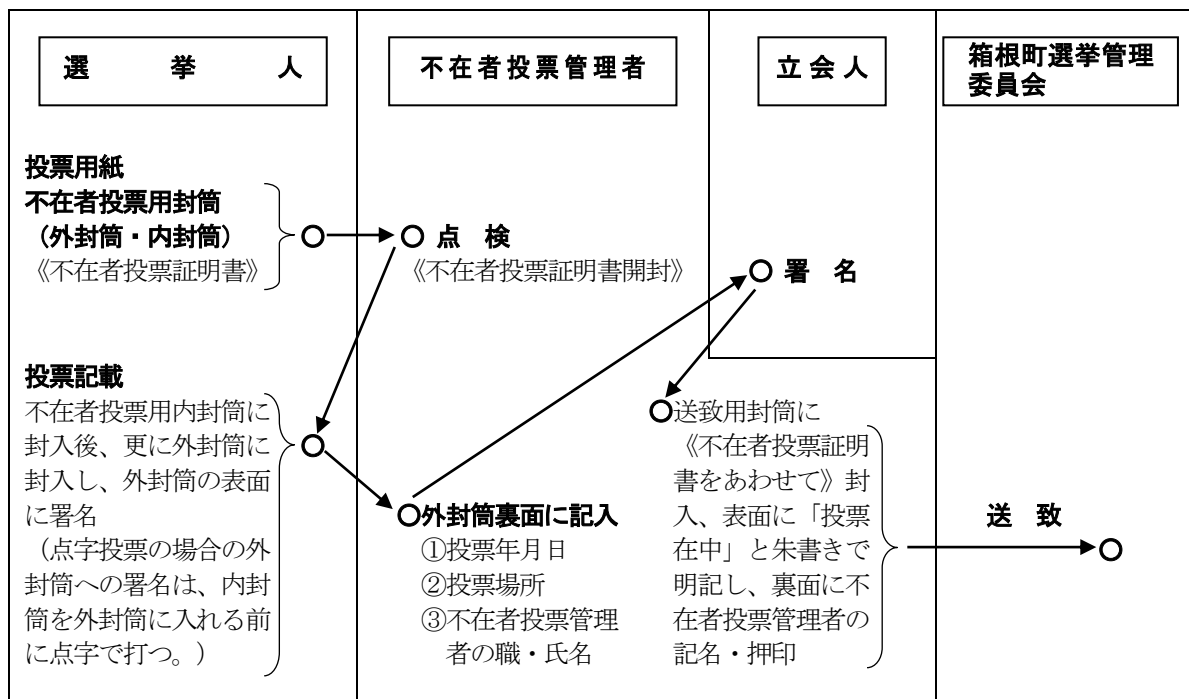
不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する人を立ち合わせなければなりません。立会人不在で行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。また、立会人は、不在者投票管理者（不在者投票管理者の補助執行者を含む）、代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要で

はありません。

また、不在者投票管理者は、箱根町選挙管理委員会が選定した者（以下「外部立会人」といいます。）を立ち会わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施を確保する努力義務が課せられています。

6 不在者投票の方法



(注) 《不在者投票証明書》の関係は、本人自ら箱根町選挙管理委員会に対し「投票用紙等」を請求し、交付された場合です。

(1) 不在者投票の手続き

ア 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする人が、「投票用紙等」を交付された選挙人であるか否かを確認してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、不在者投票証明書によって確認してください。》

イ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又はすでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、「投票用紙等」のほか、不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかどうか併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

ウ 投 票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、①選挙人自ら投票用紙に**候補者 1 人の氏名**を記載させ、②これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、③さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、④外封筒の表面に必ず**署名**させて提出させてください。点字投票があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、**内封筒を外封筒に入れる前に**外封筒に点字で打たせてください。

なお、**不在者投票用外封筒の表面の署名**は、次の代理投票の場合を除くほか、**選挙人に必ず自書**させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人名を押したりしないようにしてください。また、署名の下に押印したり、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

エ 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事情により「候補者の氏名」を自書できないときは、その申請に基づいて代理投票させることができます。

この場合の申請は、口頭でも結構です。代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は次の手順により行わせることになります。

① 立会人の意見を聴いて、補助者 2 人を補助者の承諾を得て定めてください。

なお、不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできません。

② 定めた 2 人の補助者のうち、1 人を立ち会わせたうえで、他の補助者 1 人に投票記載場所で、選挙人の指示する「候補者の氏名」を記載させてください。

③ 補助者に、記載した「候補者の氏名」を選挙人に示させたうえで、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせてください。

④ 補助者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させてください。（補助者の氏名は書かないでください。）

なお、選挙人に代理投票の理由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いたうえで拒否することになります。

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、①投票した年月日及び場所を記載し、②不在者投票管理者の職名及び氏名を記入したうえ、③投票に立ち会った立会人に**署名**させてください（記載例10ページ）。

なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますが、**立会人の氏名は必ず署名**させてください。

そして、この不在者投票用外封筒を《選挙人が自ら請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」の表示を朱書きで明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちに箱根町選挙管理委員会に直接持っていくか、又は郵便等により送付してください（「郵便等」の詳細につきましては、2ページの注意書きを参照してください。）。

なお、投票が終わりましたら速やかに送付してください。

自書が必要な用紙類等

用紙類等	自書を要する部分	自書をする人
依頼書（P13参照）	「選挙人住所」欄、「選挙人氏名」欄及び「生年月日」欄	選挙人（代理投票を除く）
《請求書（兼宣誓書）》 （P16参照）	事務処理欄を除く、記載が必要な部分	選挙人
投票用紙	「候補者氏名」欄	選挙人（代理投票を除く）
不在者投票用外封筒	封筒の ^{おもて} 表面の「投票者氏名」欄	選挙人（代理投票を除く）
	封筒の ^{うら} 裏面の「立会人（署名）」欄	立会人

〔不在者投票用外封筒の記載例〕

令和7年執行
箱根町議会議員選挙
不在者投票
(外封筒)



投票者氏名

選挙
花子

第	投票区
名簿番号	
整理番号	

投票の秘密を守るために二重封筒になっています。

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票者が署名する
(ゴム印は使用できません。)

選管が記入する。

投票年月日
令和7年 月 日

投票場所
横浜市中区日本大通一
かながわ病院事務室

不在者投票管理者
(職名及び氏名)
院長 神奈川太郎

立会人 (署名)
横浜 太郎

立会人が必ず署名する (ゴム印は使用できません。)

不在者投票管理者が記載する (ゴム印でもよい。)

7 経費の請求

(1) 不在者投票事務経費

「指定病院等」の長（＝不在者投票管理者）は、所定の手続が終了した場合は、不在者投票経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,073円）の**経費請求書**（17ページ参照）に、

- ① **不在者投票者氏名等一覧**（18ページ参照）
- ② 箱根町選挙管理委員会から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表（「指定病院等」で**不在者投票事務処理票（Bカード）**（15ページ参照）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）
- ③ 箱根町選挙管理委員会委員長の公印入りの「投票用紙等」の数量が記載してある送付状のコピー

のいずれか1つを添えて選挙期日（投票日）後30日（令和7年10月20日）までに必着するように郵便番号250-0398 足柄下郡箱根町湯本256番地 箱根町選挙管理委員会に提出してください。

なお、②を添付した場合は、不在者投票を行わなかった選挙人は二本線で抹消してください。また、③を添付した場合で不在者投票をした者の数が箱根町選挙管理委員会からの「投票用紙等」の送付数より少ないときは、朱で訂正してください。

(2) 外部立会人の経費

「指定病院等」が独自に立会人を選定した場合又は市区町村等の職員を選定した場合は、経費支給の対象となりません。

〔問い合わせ先〕

箱根町選挙管理委員会 〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
電 話 0460-85-7111（内線330）

8 使用する様式等

事 務 内 容	使用する様式	記入者、送付先等	参照ページ
選挙人に「投票用紙等」の代理請求を依頼された場合	依頼書	選挙人が記載して不在者投票管理者に提出。 不在者投票管理者が保管。	13 ページ
不在者投票管理者が「投票用紙等」を箱根町選挙管理委員会に代理請求する場合	投票用紙等交付請求書	不在者投票管理者が記載。 下記の不在者投票事務処理票（Bカード）を添付して、箱根町選挙管理委員会に送付。	14 ページ
	不在者投票事務処理票（Bカード）	不在者投票管理者が記載。 上記の投票用紙等交付請求書に添付。	15 ページ
選挙人が自ら「投票用紙等」を箱根町選挙管理委員会に請求したいと申し出た場合	請求書（兼宣誓書）	選挙人が記載して、箱根町選挙管理委員会に送付。	16 ページ
不在者投票終了後、経費を請求する場合	経費請求書	不在者投票管理者が記載。 下記の不在者投票者氏名等一覧を添付して、令和7年10月20日までに必着するよう送付。 （箱根町選挙管理委員会あて）	17 ページ
	不在者投票者氏名等一覧（注）	不在者投票管理者が記載。 上記の経費請求書に添付。	18 ページ

（注）

- 1 不在者投票者氏名等一覧にかえて、
 - (1) 箱根町選挙管理委員会から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表（「指定病院等」で不在者投票事務処理票（Bカード）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）
 - (2) 箱根町選挙管理委員会委員長の公印入りの「投票用紙等」の数量が記載してある送付状のコピー
 の**いずれか1つ**を添付しても結構です（詳細は11ページ参照）。
- 2 上記の諸用紙が不足した場合の請求先は、箱根町選挙管理委員会です。また、請求書（兼宣誓書）については、「指定病院等」には送付されませんので、当該様式のページをコピーして利用してください。

依 頼 書

私は、令和7年9月21日執行の箱根町議会議員選挙の投票を（当病院、当老人ホーム、当施設）で行いたいのので投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼します。

令和7年 月 日

様

選挙人住所

フリガナ
選挙人氏名

(※代理人氏名)

生年月日 明治 年 月 日生
大正
昭和
平成

病棟等	
階	

※ 代理人氏名の欄は、代理人がこの用紙に記載をした場合に、その方の名前を記入してください。

投票用紙等交付請求書

別記の選挙人 人は、令和7年9月21日執行の箱根町議会議員選挙の当日、（当病院に入院加療中、当老人ホームに入所中、当施設に入所中）のため（当病院、当老人ホーム、当施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、別記の選挙人に代わって投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 7 年 月 日

箱根町選挙管理委員会委員長 様

所在地

(電話番号 — —)

名称

不在者投票管理者（病院長、老人ホームの長若しくは施設の長又はこれらの代理人）

氏 名

(事務担当者氏名)

◎ 注意

不在者投票事務処理票（Ｂカード）の「施設の名称」欄には、当該選挙人が投票する場所として、当該病院、老人ホーム等の名称を記入してください。

また、選挙人が視覚障害者であるため点字投票をする場合には、「点字」と併せて記入してください。

不在者投票事務処理票 (Bカード)

		フリガナ		明・大・昭・平 年 月 日				名簿番号			
				年 月 日							
選挙人名簿に記載されている住所		氏 名		生 年 月 日		投票区		整理番号		表 示	
太枠の中のみすべて記入してください。		施設の名称									
指定施設・滞在地・在宅		請求・交付等の方法		船 員		不在者投票理由					
請求受理年月日	・	・	直接・郵便等	請求	交付市区町村名	1	2	3	6	在宅	
交付年月日	・	・	直接・郵便等	交付							
受理年月日	・	・	直接・郵便等	受理	不在者投票証明書の発行						
返還年月日	・	・	直接・郵便等	返還	有 ・ 無						
備考											

(本文4ページ)

請 求 書 (兼宣誓書)

私は、令和7年執行の箱根町議会議員選挙の当日、次の不在者投票の理由に該当する見込みです。

なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

〔理 由〕

- 仕事、学業、その他（ ）に従事
- 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
- 病気、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 7 年 月 日

箱根町選挙管理委員会委員長 殿

現住所及び電話番号	(〒 -) (電話番号 - -)
選挙人名簿に記載されている住所	
フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
投票用紙等の送付先	(上記の現住所と同じ場合については、記載不要です。) (〒 -)
不在者投票に出向く予定の市区町村	(市・区・町・村名 (施設で投票する場合は施設名) を記入してください。)

—— 事務処理欄 —— ※こちらには記入しないでください。

投票区				名簿の表示	
不在者投票事務処理票 (Bカード) への記載					

経 費 請 求 書

整理番号

一金 円也

ただし、箱根町議会議員選挙において不在者投票をした選挙人 ____人(1人につき1,073円)
上記のとおり請求いたします。

令和 年 月 日

箱 根 町 長 様

請 求 者

所 在 地	(〒 —)		
フリガナ			
名 称			
電 話 番 号	() — 内線	担当者	所属 氏名
フリガナ			
代表者氏名	(印)		

請求金額振込先

振込先銀行 等 名	銀行 支店	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他
フリガナ		口 座 番 号	
口座名義			

(口座名義は、通帳の記載のとおり正確に記入願います。)

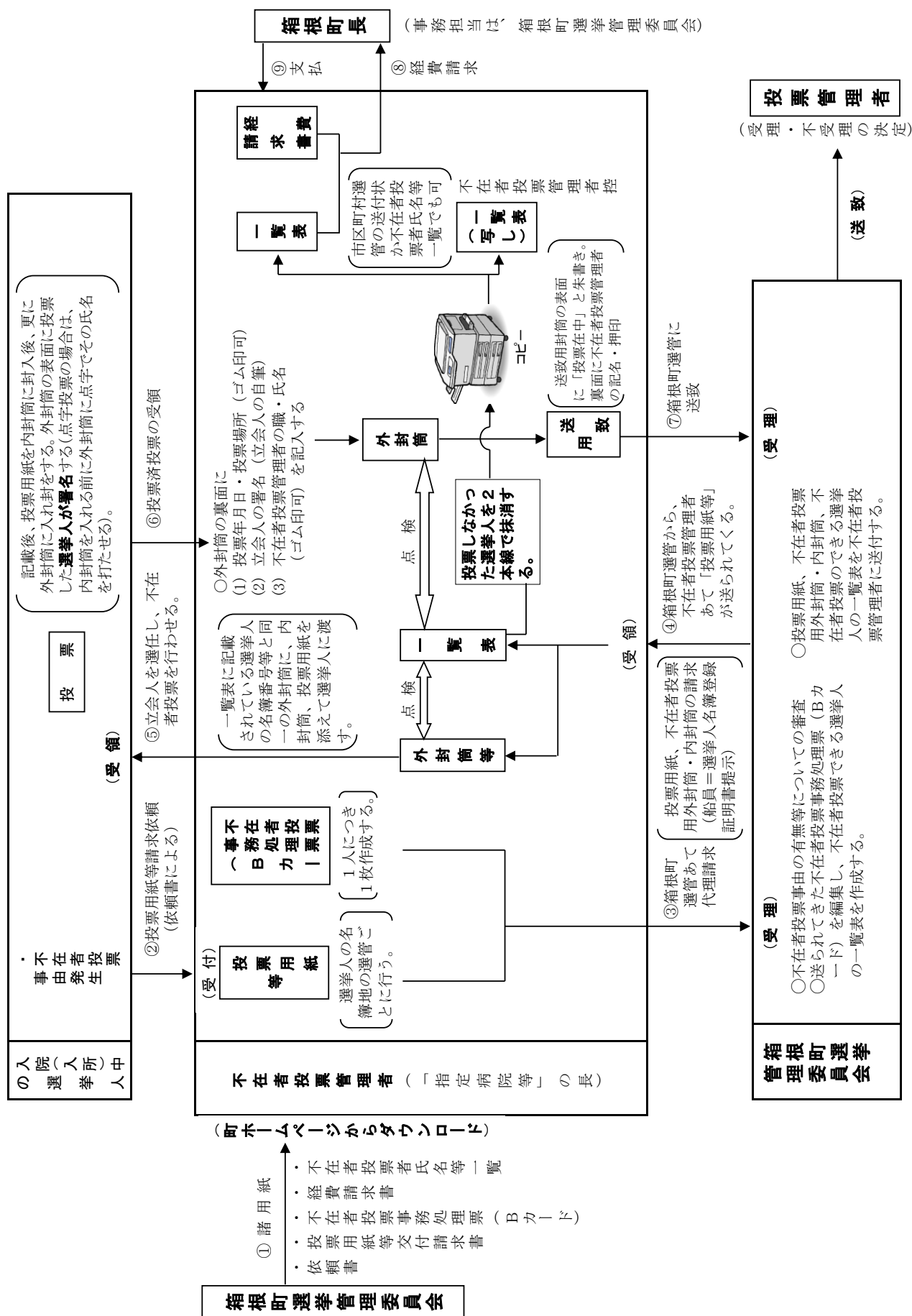
◎ 注意

「不在者投票者氏名等一覧」に代えて、町選挙管理委員会から送付のあった一覧表を使用
していただいても結構です。その際、不在者投票を行わなかった選挙人は2本線で抹消し
てください。

不在者投票者氏名等一覽

[illegible]

〔参考〕「指定病院等」における代理請求による不在者投票の処理方法



箱 根 町

選挙管理委員会

神奈川県足柄下郡箱根町湯本2-5-6番地 〒250-0398 電話 (0460) 85-7111 (内線330)